

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第1124号

令和6年12月11日

水 曜 日

目

次

告 示

○港湾法第50条の5第1項の規定による脱炭素化推進地区の指定 (建設課) 2

公 告

○四日市港港湾計画の変更の概要 (建設課) 3

告 示

四日市港管理組合告示第 9 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 50 条の 5 第 1 項の規定により、脱炭素化推進地区を次のとおり指定します。

令和 6 年 12 月 11 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

1 区域

四日市市霞二丁目的一部分

（別紙図面紫色の部分）

2 指定の適用年月日

令和 6 年 12 月 11 日

関係図面は、四日市港管理組合経営企画部建設課に備え置いて、告示の日から縦覧に供します。

公 告

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、四日市港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

令和 6 年 12 月 11 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

1 港湾計画の変更の概要

令和 3 年 3 月 15 日四日市港管理組合公報により、その概要を公告した四日市港港湾計画について、変更した事項は次のとおりです。

(i) 危険物取扱施設計画

四日市地区（大協・午起）

立地する企業からの要請に基づき、老朽化に伴い利用がなくなった以下の危険物取扱施設を撤去する。

〔	既設	〕
	水深 2.5m ドルフィン1バース(専用) T7	

2 港湾計画の縦覧の場所

四日市市霞二丁目 1 番地の 1 四日市港管理組合 経営企画部 建設課

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
